

○鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例

平成16年9月30日

鳥取市条例第150号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2及び第228条第1項の規定に基づき、鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理並びに使用料等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(本条…一部改正〔平成29年条例33号〕)

(設置及び名称)

第2条 市民の健康増進及びスポーツの振興に資するため、鳥取市多目的スポーツ広場（以下「広場」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
鳥取市美穂スポーツ広場	鳥取市朝月
鳥取市大和スポーツ広場	鳥取市倭文
鳥取市幸町スケートボード場	鳥取市幸町
鳥取市国府町大茅スポーツ広場	鳥取市国府町栃本
鳥取市国府町成器スポーツ広場	鳥取市国府町中河原
鳥取市国府町運動場	鳥取市国府町町屋
鳥取市国府町美歎運動場	鳥取市国府町美歎
鳥取市国府町荒舟運動場	鳥取市国府町荒舟
鳥取市国府町高岡運動場	鳥取市国府町高岡
鳥取市国府町麻生運動場	鳥取市国府町麻生
鳥取市国府町三代寺運動場	鳥取市国府町三代寺
鳥取市国府町谷運動場	鳥取市国府町清水
鳥取市福部町グラウンド	鳥取市福部町海士

鳥取市河原町総合運動場	鳥取市河原町三谷
鳥取市河原町湯谷スポーツ広場	鳥取市河原町湯谷
鳥取市河原町八上スポーツ広場	鳥取市河原町曳田
鳥取市河原町河原スポーツ広場	鳥取市河原町長瀬
鳥取市河原町国英スポーツ広場	鳥取市河原町山手
鳥取市河原町天神原スポーツ広場	鳥取市河原町天神原
鳥取市河原町稲常グラウンドゴルフ場	鳥取市河原町稲常
鳥取市用瀬町興徳運動広場	鳥取市用瀬町鷹狩
鳥取市用瀬町社スポーツ広場	鳥取市用瀬町宮原
鳥取市用瀬町屋住運動場	鳥取市用瀬町屋住
鳥取市気高町運動場	鳥取市気高町八幡
鳥取市青谷町勝部第2グラウンド	鳥取市青谷町紙屋
鳥取市青谷町中郷グラウンド	鳥取市青谷町亀尻
鳥取市青谷町日置グラウンド	鳥取市青谷町山根
鳥取市青谷町日置谷グラウンド	鳥取市青谷町奥崎
鳥取市青谷町グラウンド	鳥取市青谷町青谷
鳥取市青谷町グラウンドゴルフ場	鳥取市青谷町善田

(本条…一部改正〔平成16年条例216号・18年29号・30号・19年25号・22年15号・25年23号・62号・26年25号・27年27号・36号・令和元年27号・3年38号・4年14号〕)

(使用の許可等)

第3条 別表に掲げる広場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する使用の許可に、別表に掲げる広場の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(1・2項…一部改正〔平成18年条例29号〕、本条…一部改正〔平成24年条例32号〕)

(使用の許可の基準)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広場の使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるときのほか、広場の管理上支障があると認めるとき。

(本条…一部改正〔平成24年条例2号〕)

(使用料)

第5条 広場の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1項の表、第2項の表又は第4項の表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納するものとする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合及び口座振替の方法による場合の使用料は、後納することができる。

(本条…一部改正〔平成24年条例32号〕、1項…一部改正〔平成29年条例33号・令和3年38号〕)

(使用料の減免)

第6条 市長は、公益上特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不返還)

第7条 既納の使用料は、返還しない。ただし、災害若しくは使用者の責めに帰さない事由に基づいて広場の使用を中止した場合又は特に市長が返還することを相当と認めたときは、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。

(目的外使用等の禁止)

第8条 使用者は、広場を許可に係る使用目的以外に使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、広場の使用を制限し、若しくは停止し、又はその使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) この条例の規定に基づく処分に違反したとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるときのほか、広場の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあると認めたととき。

(行為の制限等)

第10条 広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為
- (4) 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広場の管理上支障があると認められる行為

2 市長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、行為の中止又は広場からの退去を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 広場の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、市長の認定した損害額を賠償しなければならない。

2 第9条の規定に基づく使用の許可の取消し等によって使用者が被った損害については、市は賠償の責めを負わない。

(職員の立入り)

第13条 使用者は、広場を管理する職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

(指定管理者による管理)

第14条 鳥取市青谷町グラウンド(以下「青谷町グラウンド」という。)の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正に青谷町グラウンドの管理を行わなければならない。

(本条…追加〔平成29年条例33号〕、1・2項…一部改正〔令和3年条例38号〕)

(指定管理者の業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 青谷町グラウンドの利用に関する業務
- (2) 青谷町グラウンドの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、青谷町グラウンドの管理上市長が必要と認める業務

2 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の第3条、第4条、第9条、第10条第2項及び第12条第2項の規定の適用については、第3条、第4条、第9条及び第10条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

(本条…追加〔平成29年条例33号〕、1項…一部改正〔令和3年条例3

8号))

(利用料金)

第16条 青谷町グラウンドの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）については、別表第3項の表に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

（本条…追加〔平成29年条例33号〕、1項…一部改正〔令和3年条例38号〕）

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（本条…追加〔平成29年条例33号〕）

(利用料金の不返還)

第18条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料金の全部又は一部を返還することができる。

（本条…追加〔平成29年条例33号〕）

(罰則)

第19条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第5条の使用料の全部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、使用料の徴収を免れた者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

（旧14条…繰下〔平成29年条例33号〕）

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(旧15条…繰下〔平成29年条例33号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に国府町町民運動場の設置及び管理に関する条例(昭和55年国府町条例第7号)、国府町地区運動場の設置及び管理に関する条例(昭和61年国府町条例第15号)、国府町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例(平成14年国府町条例第5号)、福部村立社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和48年福部村条例第28号)、福部村屋内プール等の設置管理条例(平成6年福部村条例第9号)、河原町総合町民運動場の設置及び管理に関する条例(平成3年河原町条例第2号)、河原町スポーツ広場維持管理規程(昭和63年河原町教育委員会告示第8号)、用瀬町営社会体育施設設置及び管理に関する条例(昭和40年用瀬町条例第13号)、気高町町民運動場の設置及び管理に関する条例(昭和52年気高町条例第17号)、青谷町民グラウンド施設の設置及び管理に関する条例(平成元年青谷町条例第4号)又は青谷町民グラウンドゴルフ場の設置及び管理に関する条例(平成13年青谷町条例第6号)(以下これらを「編入前の条例等」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例等の例による。

附 則(平成16年10月19日条例第216号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月27日条例第29号)

この条例は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日条例第30号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に次項の規定による改正前の鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第150号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月26日条例第25号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日条例第15号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日条例第2号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月26日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納付すべきものについて適用し、施行日の前日までに納付すべきものについては、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までの使用、利用又は入館により施行日以後に納付すべき義務が生じる使用料、利用料金又は観覧料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月21日条例第23号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月20日条例第62号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月30日条例第25号）

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成27年6月29日条例第27号）

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成27年9月25日条例第36号）

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年6月27日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年9月25日条例第33号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和元年12月23日条例第27号）

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和3年9月27日条例第38号）

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月22日条例第14号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条、第5条、第16条関係）

（旧別表第1…一部改正〔平成24年条例32号〕、本表…一部改正〔平成27年条例27号・29年25号・29年33号・令和3年38号・4年14号〕）

1 鳥取市国府町運動場・鳥取市福部町グラウンド・鳥取市気高町運動場使用料

区分		金額（1時間につき）
一般		300円
小学生、中学生、高齢者		150円
障害者等		無料
備考		
<p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p> <p>4 日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日を含む。）に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。</p>		

2 鳥取市河原町総合運動場使用料

区分		金額（1時間につき）
グラウンド	一般	300円
	小学生、中学生、高齢者	150円
	障害者等	無料
野球場	一般	300円
	小学生、中学生、高齢者	150円
	障害者等	無料
備考		

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 4 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

3 鳥取市青谷町グラウンド利用料金

区分	利用料金（1時間につき）
一般	500円
小学生、中学生、高齢者	250円
障害者等	無料

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 照明設備の利用料金は、1時間につき3,000円で計算して得た額とする。
- 3 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 4 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 5 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする。

- 4 前各項に掲げる広場を除く広場（鳥取市幸町スケートボード場を除く。）使用

料

区分	金額（1時間につき）
一般	200円
小学生、中学生、高齢者	100円
障害者等	無料
備考	
1 1時間未満は、1時間とする。	
2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。	
3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。	
（1） 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人	
（2） 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人	
4 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。	